**稟議書**（例）

○○部○○○○○殿

下記の働き方改革教育の件につき、ご検討いただきたくお願い申し上げます。

起案日：令和○○年○○月○○日

起案者：○○部　○○係　　○○二郎

|  |  |
| --- | --- |
| 件名 | 「働き方マスター試験」を受験する件について |
| 　　　　　　　　　試験内容 | 【一般財団法人全日本情報学習振興協会主催】　（<https://www.joho-gakushu.or.jp/>　）働き方マスター試験は、働き方改革がなぜ必要なのか、少子高齢化、生産年齢の減少などの現状を学び、生産性向上や一億総活躍社会に向けた方策など、正しい知識を身につけるための試験です。具体的には、働き方改革実行会議によって提唱された「働き方改革実行計画とは何か」を理解して、「将来の働き方のあり方」を考えるために、「計画」の基本的な部分を押さえ、「労働法がどのように変わっていくか」を知る内容となっています。新聞などのマスコミで話題となっている「働き方改革」について、その言葉だけで、「内容についてはあまり理解していない」「内容について誤解されている」という意見が多く見受けられます。この資格を取得することで、「働き方改革とは何か」がよく理解できて、時代に乗り遅れず、また新しい時代に活躍できる知識を身につけることができます。本試験は初級クラスの試験で、働き方改革の概要、労働法の改正内容を学ぶために最適な試験です。管理職や人事・総務の方はもとより、一般社員に必要な試験であると思われます。本試験は、平成30年1月28日に第1回をスタートして、3回（平成30年7月現在）開催されており、約1,000人が受験し、約400人が合格しています。「働き方改革」を学ぶうえで最適の試験です。 |
| 目的と教育効果 | ① 時代の趨勢である「働き方改革」とは何かを理解する。② 外部機関の資格を取得することで自信を持たせ、現場リーダーを養成する。③ 社員の目標を明確にし、労働と生産性向上に対する、モチベーションを高める。④ 資格保持者の多数の存在で「働き方改革に取り組む」積極的な企業イメージをつくる。⑤ 社内において社員に「学ぶチャンス」「学ぶ意欲」を提供する。 |
| 受験と申込みなど・受験の扱い、 | 全国の15程度の会場で年間4回開催されていますので、社員の最寄りの会場で1回30名程度ずつ何班かに分かれて受験日を指定、当日は個人単位で受験させる。受験日は有給休暇扱いとする。申込者の受験申込書は担当者が提出、受験票・合格通知は本人になされる。 |
| 受験者の募集と合否結果の報告 | 推奨資格とする。1回の定員を決めて、入社年次の若い社員から順次受験者を募集する。募集は強制とはしない。できる限り受験の必要性を感じるように告知して応募者を募る。受験のための学習結果を重視して、合否の結果についての追求をしない。ただし、結果報告書を求める。不合格の場合、希望者は2回目までの受験を認める。 |
| 受験料とその負担 | 受験料1人8,000円、受験料は2回目の受験まで会社負担とする。試験団体の公認テキストを購入する、1冊1,500円。実物形式過去問題を開催団体が支給。試験日当日の交通費などは自己負担。対策講習会などの出席についての金銭負担については予算があれば負担するのが望ましい。 |
| 添付書類 | ① 働き方マスター試験の開催団体の経歴など② 働き方マスター試験の試験内容、合格者率などのデータ③ 働き方マスター試験の募集チラシ④ 働き方マスター試験の問題サンプル⑤ 想定する受験者数と予算案 |
| 受付日受付者など | 令和○年○月○日　受付　受付者：○○　一郎 |
| 決裁日 | 99年99月99日　 | 99年99月99日 | 99年99月99日 | 99年99月99日 | 99年99月99日 |
| 決裁者 |  |  |  |  |  |